

1.4. 大久保町大久保北地区 地区計画(概要)

区域の整備・開発及び保全に関する方針

名 称	大久保町大久保北地区地区計画
位 置	明石市大久保町西脇字堀切の一部 明石市大久保町大窪字大谷の一部 明石市大久保町山手台3丁目の一部
面 積	約6.2ha
地区計画の 目 標	本地区は、JR大久保駅北西約2.2キロメートル、第二神明道路大久保インターチェンジ南約1キロメートルに位置し、北側、南側及び西側は、計画的に開発された良好な大規模住宅団地に隣接している。 本計画は、土地区画整理事業により形成される住宅市街地と周辺の既存市街地について、敷地の細分化などによる居住環境の悪化の防止や地域特性に応じた建築物を誘導し、より良い住宅市街地の形成及び維持・保全を図ることを目標とする。
土地利用の 方 針	良好な低層住宅市街地が形成されるよう、うるおいとゆとりある空間を創出する土地利用を図る。
地区施設の 整備の方針	土地区画整理事業により整備された道路、公園等の機能の維持・保全を図り、安全で快適な公共空間の形成に努める。
建築物等の 整備の方針	周辺住宅地の住環境に配慮するとともに、うるおいとゆとりある低層の住宅市街地環境が形成されるように、建築物等の規制・誘導を図る。

地区整備計画

建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	神社、寺院、教会その他これらに類するものは、建築してはならない。
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	130平方メートル ただし、告示日において、現に存する敷地で建築物の敷地面積の最低限度に満たないものにあつては、その全部を一の敷地として使用する場合はこの限りではない。

「区域は、計画図表示のとおり」